

府中市福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

みんなでつくる、みんなの福祉

～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～

素案

令和2年8月

府中市

目次

第1章 福祉計画のあらまし.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画期間.....	6
4 計画の策定体制.....	7
(1) 協議機関での協議検討.....	7
(2) 分野別調査（郵送による）の実施.....	7
(3) 分野横断型調査（グループインタビュー等）の実施.....	7
(4) パブリックコメントの実施.....	7
第2章 本市を取り巻く福祉の現状と課題.....	9
1 本市の福祉を取り巻く現状.....	10
(1) 人口及び世帯.....	10
(2) 高齢者の現状.....	12
(3) 障害者の現状.....	13
(4) 子どもの現状.....	14
(5) 市民生活の現状.....	15
(6) 地域福祉の現状.....	16
(7) 地域コミュニティの現状.....	19
2 相談及び支援等の現状.....	20
(1) 高齢者に関する相談.....	20
(2) 子どもに関する相談.....	21
(3) 障害者に関する相談.....	22
(4) 生活困窮者の支援状況.....	23
(5) 女性に関する相談.....	24
(6) 民生委員・児童委員の相談・支援内容.....	25
3 分野別調査（郵送による調査）から見たニーズ.....	26
(1) 近所づきあい・支え合い.....	26
(2) 相談できる人.....	28
(3) 福祉を育てる意識づくり.....	28
4 分野横断調査（インタビュー等）から見たニーズ.....	29
(1) 地域福祉の担い手グループインタビュー.....	29
(2) 相談支援機関グループインタビュー.....	30
(3) 生活支援機関インタビュー.....	31
(4) 文化センター圏域別のグループディスカッション.....	32

5	これからの福祉計画を推進するための課題.....	33
	(1) 協働による福祉の取組の促進.....	33
	(2) 地域における情報共有と課題解決のための仕組みづくり.....	33
	(3) 包括的な相談及び支援体制の整備.....	34
第3章	福祉計画の基本的考え方.....	35
1	基本理念.....	36
2	福祉施策の考え方.....	37
	(1) 尊厳の保持（自己決定の尊重）.....	37
	(2) 身近な地域における課題解決力の強化.....	37
	(3) 多様な主体による協働・連携（自助・互助・共助・公助）.....	37
3	基本の仕組み・基本視点（方向性）.....	38
第4章	福祉計画で取り組むこと.....	41
1	福祉エリア（日常生活圏域）の見直しによる.....	42
	「地域力」の強化.....	42
2	協働による福祉の取組の促進.....	44
3	多様な主体が参画し、連携するネットワークづくり.....	45
4	災害時における、避難行動要支援者への支援.....	46
5	「新しい日常（新しい生活様式）」への支援.....	46
資	料.....	48

第1章 福祉計画のあらまし

第1章 福祉計画のあらまし

1 計画策定の趣旨

本市では、福祉分野の計画を総合的かつ一体的に推進するため、「府中市福祉計画」を策定し、「みんなでつくる、みんなの福祉～人と人々が支え合い幸せを感じるまちを目指して～」を基本理念に掲げ、「安心で安心した暮らしを支える福祉の実現」、「いきいきと自立した暮らしを支える福祉の実現」、「地域で支え合う福祉の実現」、「協働・連携で進める福祉の実現」を基本視点に計画を推進してきました。

福祉計画を構成する分野別計画としては「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援計画」、「健康ふちゅう21」、「食育推進計画」を策定し、推進してきました。

少子・高齢化と人口減少によって、我が国の福祉政策は大きな転換期を迎えています。我が国では高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）をめざして、安心して医療や介護が受けられる社会の実現や、子育てしやすい社会の実現、貧困や格差の解消などを目指した「社会保障制度改革」が進められています。その背景には少子・高齢化という人口構造の変化だけではなく、人生100年時代の到来、情報化の進展などによる、価値観やライフスタイルの変化などを受けて、多様な世代の市民が、自分らしく暮らしやすい社会を希求するようになってきたことにあります。

そうしたなかで、高齢者分野を中心に、令和7年を目途とする「地域包括ケアシステム」の構築を目指した取組が進められてきましたが、この間、制度の狭間にある問題や複合的な課題を抱える人・世帯への対応が課題となり、平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会の実現」がうたわれ、それ以来、様々な取組みが本格化しています。「地域共生社会」とは、高齢者、障害者、子どもなどすべての人々が、暮らしと生きがいとともに創り、高め合うことができる社会です。そのために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、『我が事』・『丸ごと』の地域づくり¹を育む仕組みへの転換を行うことで、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉など地域の公的サービスと協働して助け合い暮らすことのできる仕組みを構築するものです。

本市において、この地域共生社会の実現を目指した取組みを進めることは、これからの少子・高齢化の進行と人口減少による課題を克服するとともに、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためにも重要です。

¹ 『我が事』・『丸ごと』の地域づくり：住民一人ひとりが個々の課題と向きあうなかで、「他人事」になりがちな問題を、『我が事』として主体的に取り組むことができる地域づくりを進めることと、それを支援していくこと。また、それらの課題を公的な福祉サービスへのつなぎを含めて、『丸ごと』の総合相談支援の体制で受け止める仕組みをつくっていくことです。

そこで本計画では、地域共生社会の実現に向けて、福祉の理念を定めるとともに、理念を実現するための基本の仕組みと、理念を実現していく方向性となる基本視点を打ち出し、市民・事業者とともに、それらを推進していくことが必要です。

以上の背景と考え方をふまえ、本計画を、市における地域共生社会の実現に向けて、福祉施策を総合的かつ包括的に推進するための計画として策定します。

2 計画の位置づけ

「福祉計画」は、「府中市総合計画」を上位計画とする計画であり、本市の福祉施策における基本的な考え方を定めています。「福祉計画」は、保健・福祉・医療を一体的に推進するため、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、健康・食育分野を横断的につなぐ役割を担っています。

計画策定に当たっては、福祉の各分野に共通する福祉的支援の必要な方を地域で支える、という主要課題に対して分野横断的な施策展開を図ることを目的に、特に、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者分野の計画を関連する計画として位置付けています。

また、福祉計画及び関連計画は、他の生活・環境分野、文化・学習分野、都市基盤・産業分野の計画とも連携した計画であり、国や東京都の関連する計画と整合を図っています。

さらに、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と整合を図っています。

【地域福祉分野】

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。
- 「地域福祉計画」は、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者に対する自立相談支援事業や住居確保給付金の支給その他の施策を盛り込んでいます。
- 「福祉のまちづくり推進計画」は、府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画です。

【高齢者福祉分野】

- 「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」です。
- 「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。あわせて「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法」に基づく計画です。

【障害者福祉分野】

- 「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」です。
- 「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」です。
- 「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」です。

【子ども・子育て支援分野】

- 「子ども・子育て支援計画」は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

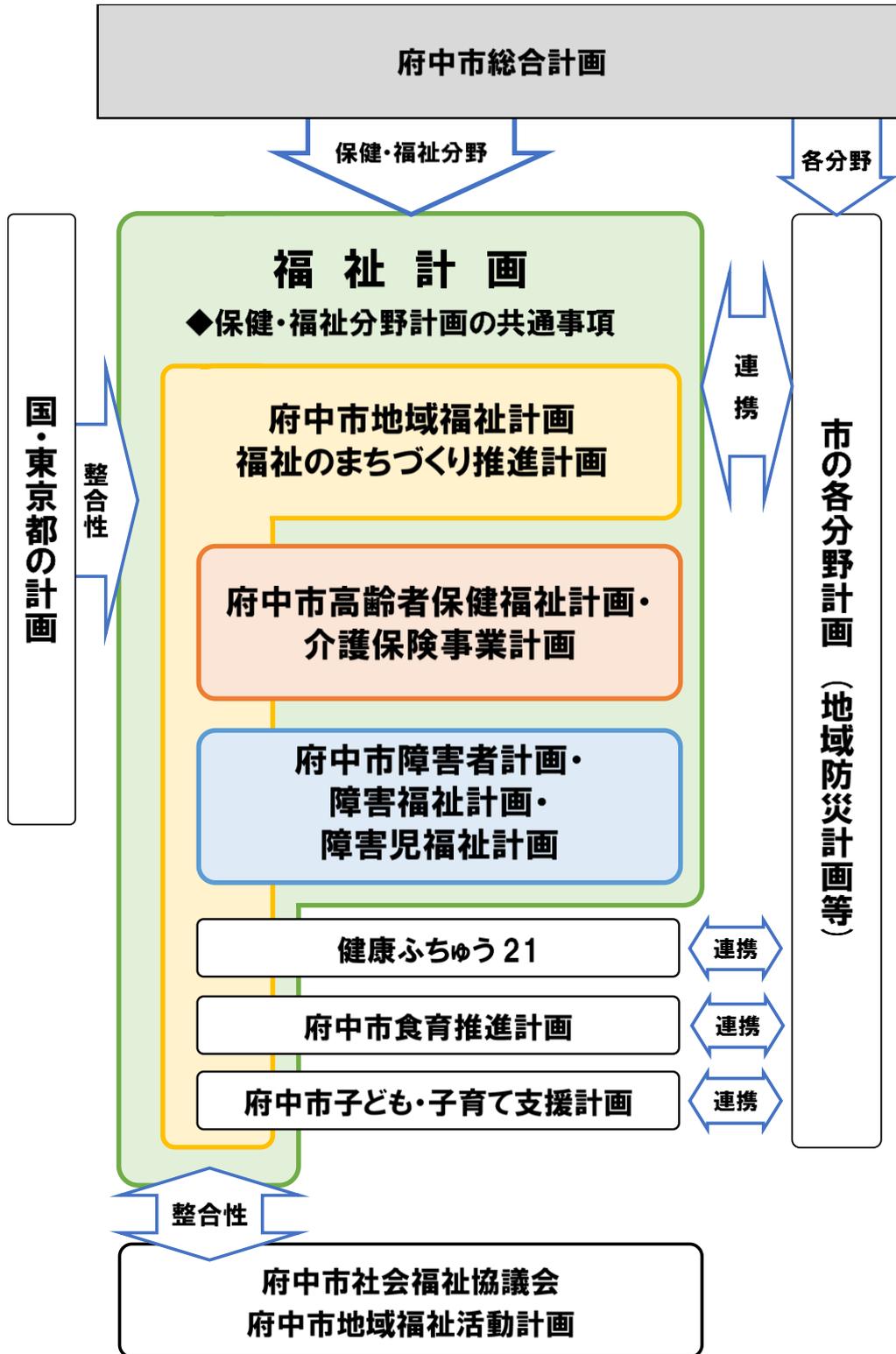
【健康分野】

- 「健康ふちゅう21(保健計画)」は、健康増進法第8条の2に規定する「市町村健康増

進計画」です。

○「食育推進計画」は、食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進計画」です。

計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の計画期間を、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

	平成					令和						
	27年度	28年度	29年度	30年度	31/1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
府中市総合計画	第6次総合計画（平成26～令和3年度）						第7次総合計画（令和4～12年度）					
府中市福祉計画	福祉計画（平成27～令和2年度）						福祉計画（令和3～8年度）					
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画 福祉のまちづくり推進計画 （社会福祉法） （府中市福祉のまちづくり条例）	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画						地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画					
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 （老人福祉法） （介護保険法）	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第6期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第7期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第8期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第9期）					
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （障害者総合支援法） （児童福祉法）	障害福祉計画 （第4期）		障害福祉計画（第5期） ・障害児福祉計画 （第1期）		障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画 （第2期）		障害福祉計画（第7期） ・障害児福祉計画 （第3期）					
【子ども・子育て支援】 子ども・子育て支援計画 （子ども・子育て支援法）	子ども・子育て支援計画				子ども・子育て支援計画				子ども・ 子育て支援 計画			
【健康分野】 府中市保健計画 「健康ふちゅう21」 （健康増進法）	府中市保健計画（第二次）						府中市保健計画（第三次）					
府中市食育推進計画 （食育基本法）	第2次府中市食育推進計画						第3次府中市食育推進計画					

4 計画の策定体制

計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、郵送による調査の実施、分野横断型調査の実施、パブリックコメントの実施など様々な形で市民参加を図っています。

(1) 協議機関での協議検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される協議機関にて、各計画の内容を協議検討しました。

(2) 分野別調査（郵送による）の実施

市民の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、令和元年度に地域福祉分野、高齢者分野、障害者分野において11種類の郵送による調査を実施しました。

(3) 分野横断型調査（グループインタビュー等）の実施

分野横断型の調査として地域福祉の担い手グループインタビュー、相談支援機関グループインタビュー、生活支援機関インタビュー、文化センター圏域別グループディスカッションを実施し、本市における福祉課題の整理を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

計画素案策定の段階で、市民から幅広くご意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 本市を取り巻く福祉の現状と課題

第2章 本市を取り巻く福祉の現状と課題

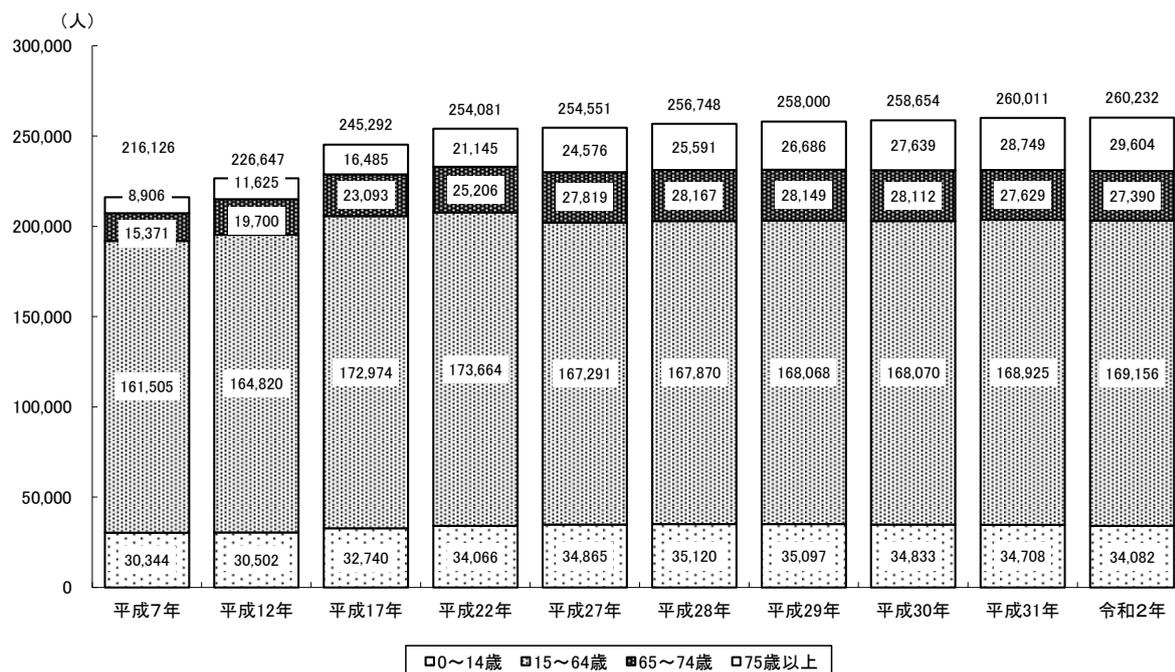
1 本市の福祉を取り巻く現状

(1) 人口及び世帯

① 人口の推移

本市の人口は増加傾向にあり、令和2年1月1日時点の人口は、26万232人です。65歳以上の人口は、5万6,994人で、平成27年から令和2年までの5年間で4,599人増加しています。平成31年には75歳以上の後期高齢者の人口が65歳から74歳までの人口を上回り、0歳から14歳までの人口は、3万4,082人で、平成28年以降微減傾向にあります。(図表2-1)

図表2-1 人口の推移



出典：平成7年～平成22年：国勢調査(各年10月1日)

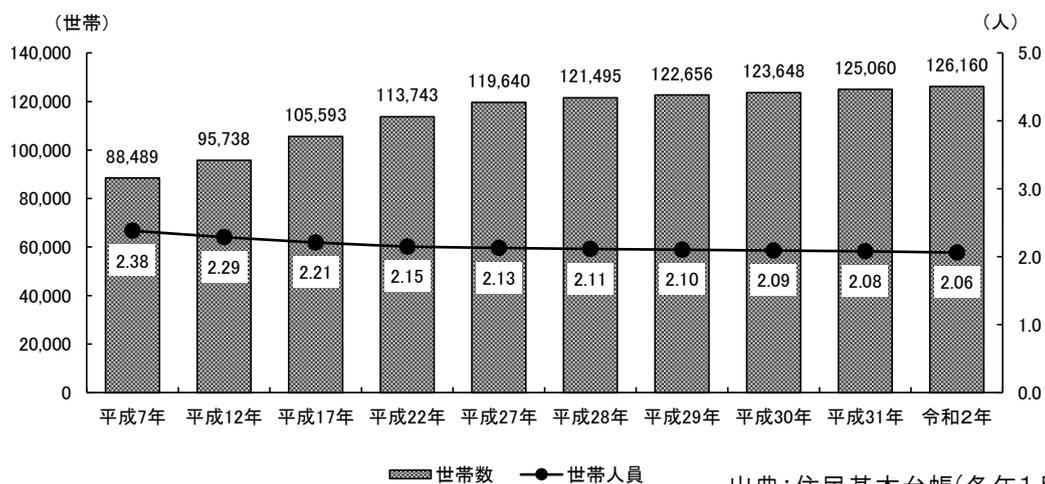
平成27年～令和2年：住民基本台帳に基づく実績(各年1月1日)

※平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなった

② 世帯の推移

また、本市の世帯数は、令和2年1月1日時点で12万6,160世帯で、増加傾向にあります。しかしながら、世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます。(図表2-2)

図表2-2 世帯数及び世帯人員の推移

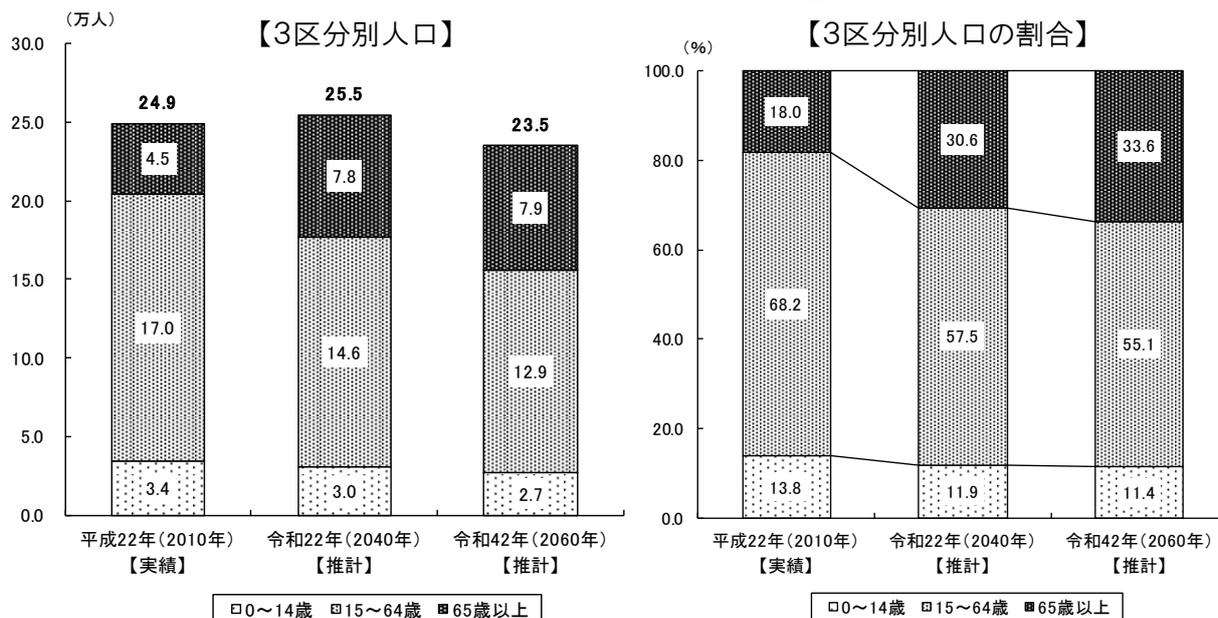


出典：住民基本台帳(各年1月1日)

③ 人口推計

「府中市人口ビジョン」の人口推計(基本ケース)によると、本市は、令和22年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、急激に高齢化が進むことが見込まれます。その後、令和42年には、団塊ジュニア世代のような極端なピークを形成する年齢層はなくなるものの、年少人口の減少傾向が強まることが想定されます。(図表2-3)

図表2-3 人口推計(府中市人口ビジョン 基本ケース)

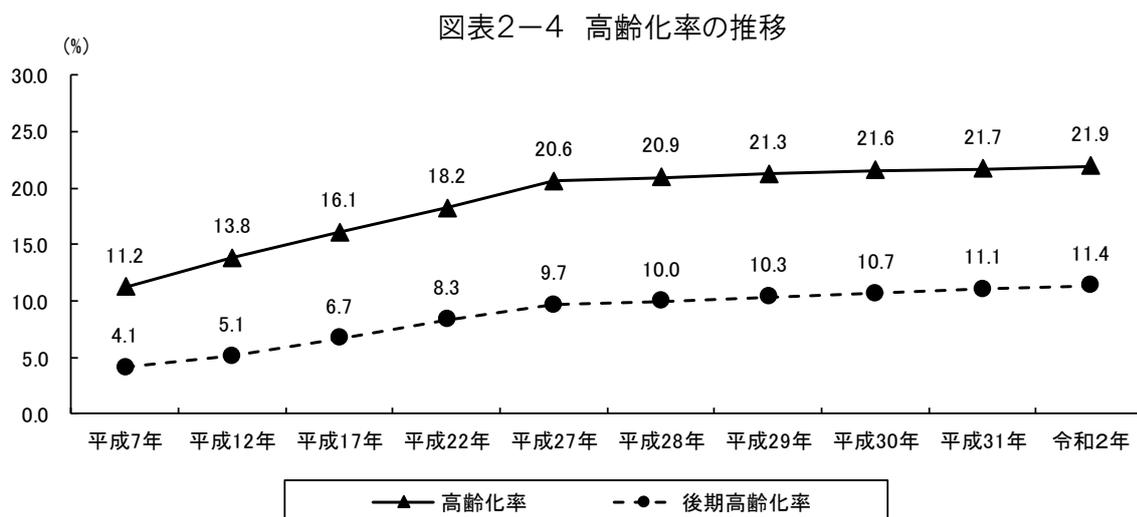


出典：「府中市人口ビジョン」

(2) 高齢者の現状

① 高齢化率・後期高齢化率

本市の65歳以上の高齢化率は上昇傾向にあります。令和2年時点の高齢化率は、21.9パーセントで、75歳以上の後期高齢化率は、11.4パーセントです。(図表2-4)

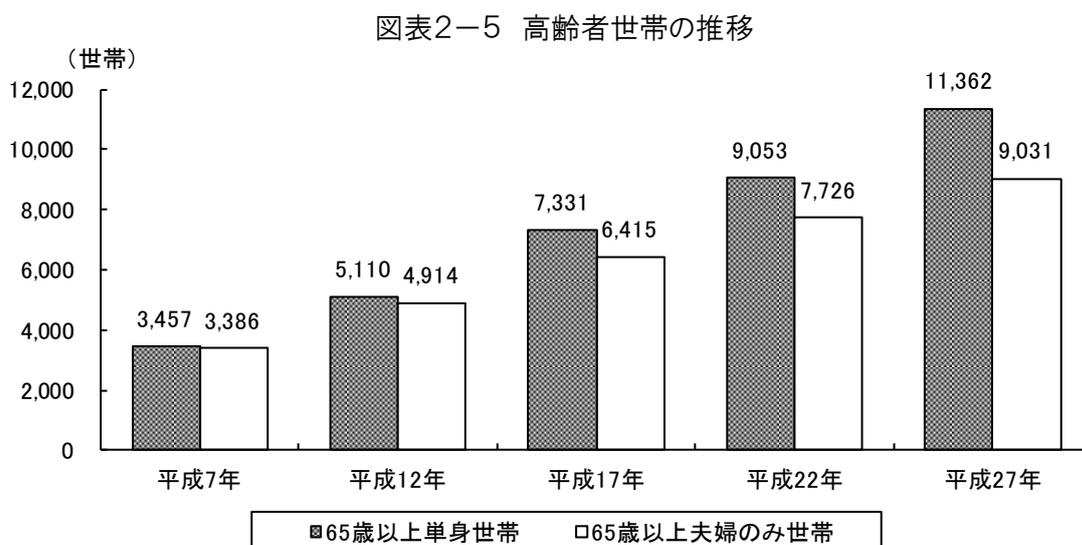


出典：平成7年～平成22年：国勢調査(各年10月1日)

平成27年～令和2年：住民基本台帳に基づく実績(各年1月1日)

② 高齢者世帯

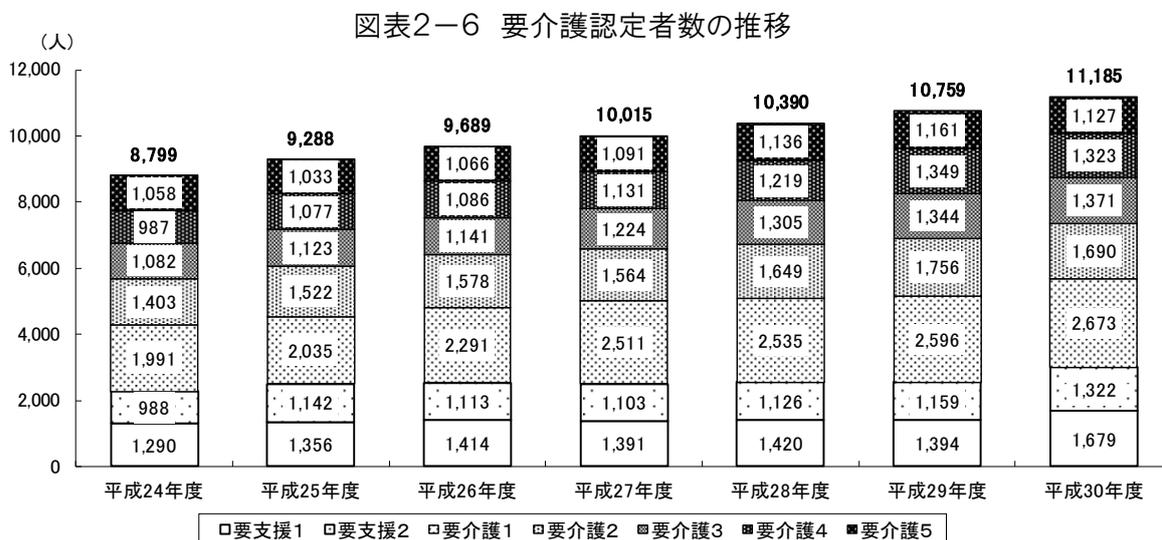
本市の65歳以上の単身世帯は増加傾向にあり、平成27年には1万世帯を超え、1万1,362世帯となっています。65歳以上の夫婦のみ世帯も増加傾向にあり、平成27年には9,031世帯となっています。(図表2-5)



出典：国勢調査(各年10月1日)

③ 要介護認定者数

本市の要介護認定者数は増加傾向にあり、平成27年度に1万人を超え、平成30年度には、1万1,185人となっています。要介護度別では、要介護1が最も多く、2,673人で、要介護者認定全体の23.9パーセントを占めています。(図表2-6)

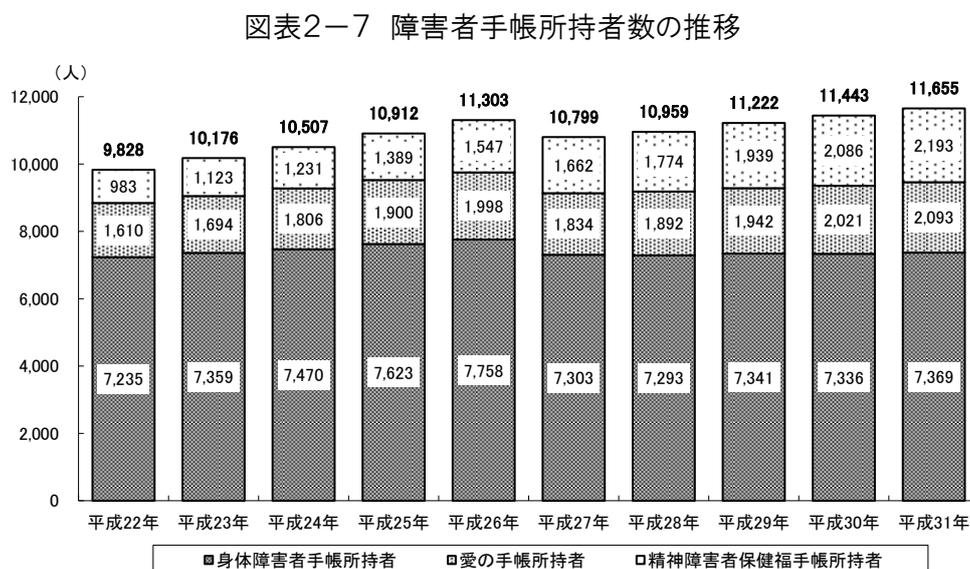


出典：府中市統計書(各年度3月31日)

(3) 障害者の現状

① 障害者手帳所持者

本市の平成31年3月31日時点の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、1万1,655人です。手帳種別では、身体障害者手帳所持者が7,369人、愛の手帳所持者が2,093人、精神保健福祉手帳所持者が2,193人です。(図表2-7)

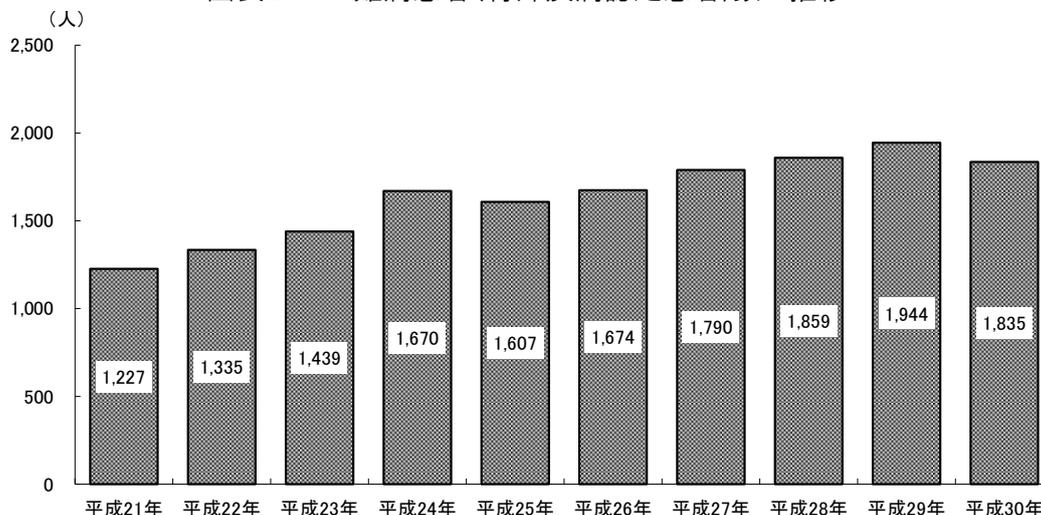


出典：府中市事務報告書(各年3月31日)

② 難病患者

本市における難病患者（特殊疾病認定患者）数は、平成25年以降増加傾向にあり、平成30年3月31日で、1,835人となっています。（図表2-8）

図表2-8 難病患者(特殊疾病認定患者)数の推移



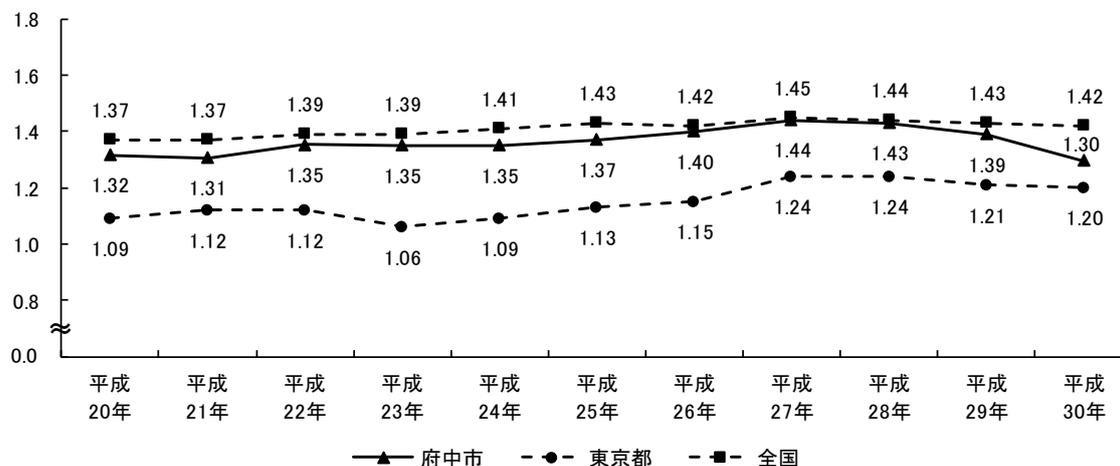
出典：府中市障害者計画 障害福祉計画(第4期)、
府中市障害福祉計画(第5期) 障害児福祉計画(第1期)
府中市障害者福祉課資料

(4) 子どもの現状

① 合計特殊出生率

本市の平成30年度時点の合計特殊出生率は、1.30です。東京都の平均に比べると高い値で推移していますが、全国平均に比べると、低い値で推移しています。（図表2-9）

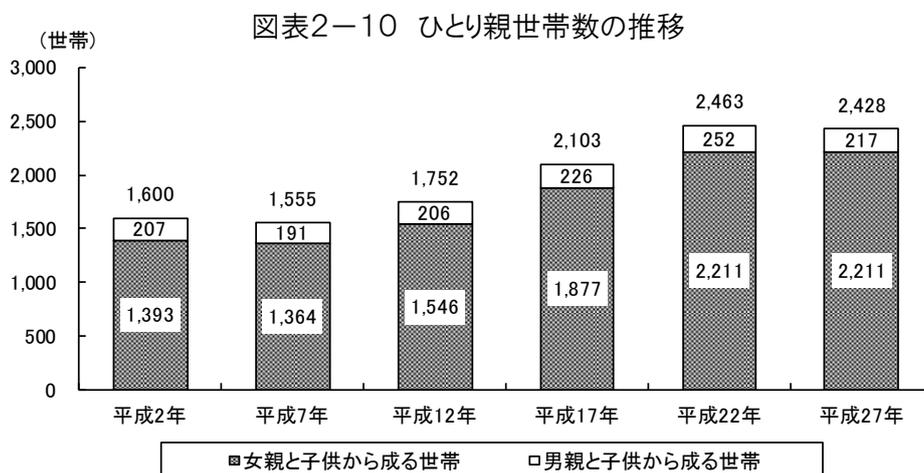
図表2-9 合計特殊出生率の推移(国、東京都及び府中市)



出典：人口動態統計

② ひとり親世帯

本市のひとり親世帯は、平成22年までは増加傾向にありましたが、平成22年度から平成27年にかけては減少しています。平成27年時点のひとり親の世帯数は、2,428世帯で、その内訳は、母親と子どもの世帯が2,211世帯、父親と子どもの世帯が217世帯となっています。(図表2-10)



※18歳未満親族のいる一般世帯

出典：国勢調査(各年10月1日)

(5) 市民生活の現状

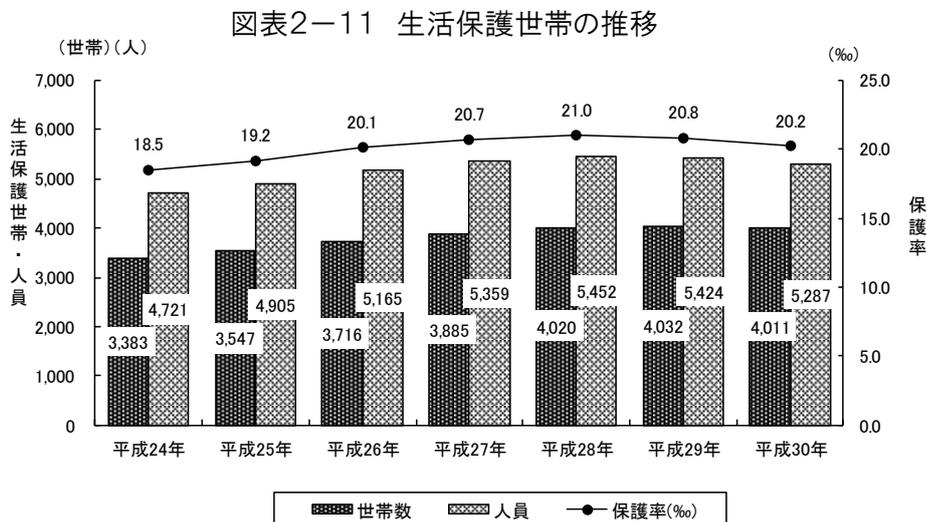
① 生活保護世帯

本市の生活保護世帯数は、平成28年までは増加傾向にありましたが、その後は横ばいの状況にあり、平成30年3月31日時点の生活保護世帯数は、4,011世帯です。

生活保護人員は、平成28年まで増加傾向にありましたが、その後は減少に転じ、平成30年3月31日時点の生活保護人員は、5,287人です。また、保護率(※)は、20.2パーミルです。(図表2-11)

(※) 保護率：人口に対する保護人員の割合。1,000人当たりの比率であるパーミルで表す。

(保護人員/推計人口) × 1,000 (単位 %))

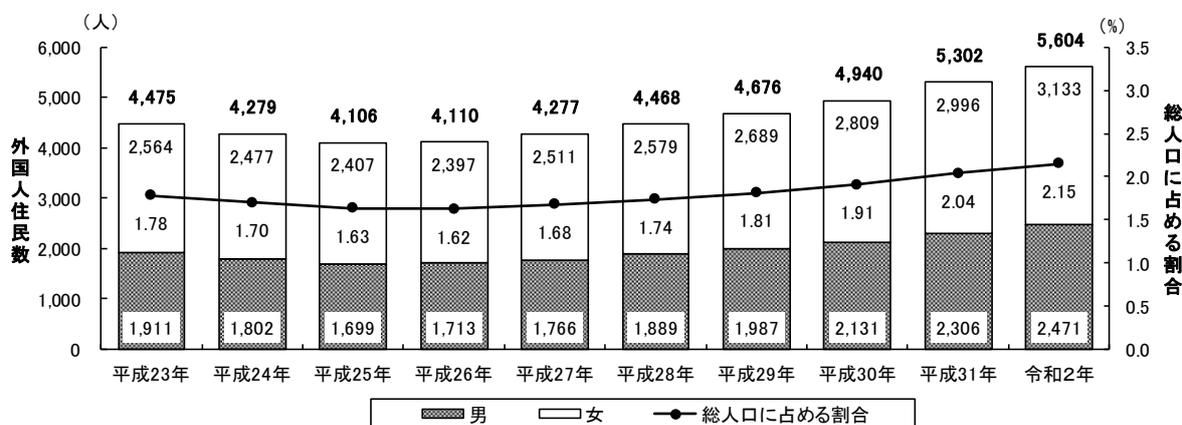


出典：府中市統計書(各年3月31日)

② 外国人住民

外国人住民は、平成25年以降増加傾向にあり、令和2年1月1日時点では、5,604人です。総人口に占める割合は2.15パーセントです。(図表2-12)

図表2-12 外国人住民の推移



出典：府中市統計書(各年1月1日)

(6) 地域福祉の現状

① 自治会・町会

本市には、平成30年4月1日時点で396の自治会があり、7万318世帯が加入しています。加入世帯数を世帯総数で割った加入割合は、約56.9パーセントです。(図表2-13)

図表2-13 届出自治会数・加入世帯数の推移

年次	自治会数	加入世帯数	世帯総数	加入割合
平成20年	399	71,655	110,283	65.0%
平成21年	401	73,091	111,716	65.4%
平成22年	405	73,424	113,743	64.6%
平成23年	403	73,167	114,783	63.7%
平成24年	406	73,032	115,239	63.4%
平成25年	405	72,999	117,380	62.2%
平成26年	403	72,598	118,429	61.3%
平成27年	400	72,135	119,640	60.3%
平成28年	399	71,256	121,495	58.6%
平成29年	400	70,936	122,656	57.8%
平成30年	396	70,318	123,648	56.9%

出典：自治会数及び加入世帯数：府中市事務報告書(各年4月1日)

世帯総数：府中市統計書(各年1月1日)

② ボランティア団体・NPO

平成29年7月に開館した市民活動センター「プラッツ」の登録団体数は増加しており、令和元年は486団体となっています。主な活動分野は学術、文化、芸術又はスポーツの振興が最も多くなっています。(図表2-14)

府中市内のNPO法人数は、令和元年11月30日現在で93法人であり、活動の分野は、NPO団体への助言・援助、社会教育、保健・医療・福祉、子どもの健全育成が多くなっています。(図表2-15)

図表2-14 市民活動センター「プラッツ」登録団体数

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
NPO法人数		293	431	486
主な活動分野	(1) 保健、医療又は福祉の増進	51	78	95
	(2) 社会教育の推進	24	37	41
	(3) まちづくりの推進	23	30	33
	(4) 観光の振興	1	3	2
	(5) 農山漁村又は中山間地域の振興	0	1	0
	(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	110	167	180
	(7) 環境の保全	6	10	11
	(8) 災害救助活動	3	3	2
	(9) 地域安全活動	0	3	3
	(10) 人権の擁護又は平和の推進	5	7	12
	(11) 国際協力の活動	7	10	8
	(12) 男女共同参画社会の形成の促進	4	5	6
	(13) 子どもの健全育成	44	63	72
	(14) 情報化社会の発展	3	3	4
	(15) 科学技術の振興	0	0	0
	(16) 経済社会の活性化	2	2	3
	(17) 職業能力開発又は雇用機会拡充の支援	3	2	5
	(18) 消費者の保護	4	3	3
	(19) 連絡、助言又は援助の活動	3	4	6
	(20) 指定都市の条例で定める活動	0	0	0

出典：府中市協働推進課資料

図表2-15 府中市内のNPO法人数

(法人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
NPO法人数		93	106	106	104	99	98	94	93
活動の 分野	保健・医療・福祉	52	60	59	57	56	55	52	50
	社会教育	44	54	54	54	51	53	51	51
	まちづくり	36	40	39	38	36	36	30	28
	観光	0	1	1	2	3	5	4	4
	農山漁村・中山間地域	0	1	1	2	2	2	1	1
	学術・文化・芸術・スポーツ	38	46	45	47	45	40	38	37
	環境保全	25	26	24	23	21	21	18	17
	災害救援	7	5	5	4	5	6	6	6
	地域安全	13	11	12	13	14	15	12	11
	人権擁護・平和推進	16	18	20	21	19	17	16	15
	国際協力	24	30	28	29	26	25	21	20
	男女共同参画	8	8	8	8	8	8	7	7
	子どもの健全育成	46	52	54	52	52	52	49	50
	情報化社会	9	19	19	20	19	18	16	15
	科学技術	4	3	3	3	3	4	3	3
	経済活動活性化	13	16	15	14	14	16	15	14
	職業能力開発・雇用機会拡充	24	30	32	30	28	30	29	29
消費者保護	6	5	6	6	5	5	6	5	
NPO団体への助言・援助	65	66	65	61	62	61	55	54	

※活動分野は複数選択

出典：東京都生活文化局資料「認証NPO法人一覧」(各年11月30日現在)

資料：『多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～』

(7) 地域コミュニティの現状

① 文化センターの利用状況

市内には11の文化センターがあります。平成30年度の各文化センターの一般利用者数は、中央文化センターが9万2,463人と最も多く、続いて西府文化センター、片町文化センターが多くなっています。11文化センターの平均一般利用者数は年間5万9,472人です。(図表2-16)

図表2-16 平成30年度の文化センター利用状況
(人)

	一般利用者	
	年間	1日あたり
中央	92,463	274
白糸台	67,529	203
西府	76,370	226
武蔵台	66,679	197
新町	52,817	156
住吉	43,453	129
是政	48,911	147
紅葉丘	62,572	185
押立	39,385	117
四谷	33,944	100
片町	70,070	207
合計	654,193	-
館平均	59,472	176

出典：府中市事務報告書

2 相談及び支援等の現状

(1) 高齢者に関する相談

高齢者支援課の福祉相談への相談者数は、平成26年度から平成28年度にかけては減少傾向にありましたが、平成28年度から令和元年度にかけては増加しています。令和元年度の相談者数は、3,411人です。相談者の内訳は、地域包括支援センター、本人、別居親族の順に多くなっています。相談内容は、高齢者虐待、高齢者施設相談、認知症の順に多くなっています。

また、相談内容のうち、高齢者虐待に関する相談件数は、令和元年度は520件であり、平成29年度から倍増しています。(図表2-17)

図表2-17 福祉相談業務の相談件数の推移

相談者の内訳

(人)

相談者区分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
本人	630	581	391	355	171	315	433	390	609
同居親族	406	392	217	183	108	132	256	234	260
別居親族	497	411	267	258	143	280	295	312	403
地域住民・団体	92	92	71	71	68	74	—	—	—
近隣・知人	—	—	—	—	—	—	50	157	90
地域関係機関(銀行・商店等)	—	—	—	—	—	—	75	49	55
地域包括支援センター	537	386	381	622	749	474	445	1,107	1,061
ケアマネジャー	82	88	43	146	118	36	49	93	147
高齢者関係施設 (介護保険サービス事業者)	97	81	54	108	75	41	100	—	—
高齢福祉関係機関	—	—	—	—	—	—	—	8	75
介護保険関係機関	—	—	—	—	—	—	—	65	83
社会福祉協議会	136	90	15	118	59	31	38	94	87
成年後見人	18	15	12	8	8	3	8	32	35
民生委員・児童委員	52	42	8	35	4	7	18	27	11
障害者関係機関(施設)	7	2	9	6	5	10	7	5	13
医療機関	112	60	40	86	94	93	47	91	132
市関係課	145	103	17	118	124	77	65	135	222
警察・消防	15	13	5	18	26	40	60	47	35
保健所	—	—	—	—	—	—	—	41	50
他市区町村	—	—	—	—	—	—	—	6	12
その他官公庁	25	27	11	25	65	14	22	—	—
その他	26	34	24	54	33	32	14	6	31
合計	2,877	2,417	1,565	2,211	1,850	1,659	1,982	2,899	3,411

相談内容の内訳

(件)

相談区分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
高齢者日常生活相談	585	389	455	391	305	327	188	206	207
高齢者住宅・施設相談	954	848	495	580	222	343	-	-	-
高齢者住宅相談	-	-	-	-	-	-	154	254	179
高齢者施設相談	-	-	-	-	-	-	436	411	426
高齢者看護・介護(保険)相談	743	600	313	429	174	-	-	-	-
福祉サービス利用援助	291	298	83	118	39	-	-	-	-
介護(保険)サービス	-	-	-	-	-	96	126	184	229
高齢福祉サービス	-	-	-	-	-	132	107	160	122
介護予防・地域支援事業	34	17	14	4	1	3	8	0	6
在宅療養	-	-	-	-	-	-	37	17	10
医療機関	298	207	102	184	220	115	143	169	201
認知症	479	252	81	201	122	115	315	311	279
精神疾患	238	154	64	111	143	175	113	267	266
高齢者虐待	229	147	159	273	192	131	262	425	520
成年後見制度	380	227	103	222	118	103	87	180	199
消費者被害	19	20	13	13	4	9	12	34	8
熱中症に関すること	11	74	2	7	1	1	10	14	11
生活保護	159	127	85	163	84	71	104	116	153
障害者福祉施策	-	-	-	-	-	12	17	56	33
ひとり親家庭・DV・子ども	27	32	15	17	6	21	17	27	33
見守り相談	234	355	175	273	203	30	136	-	-
見守り相談(情報提供を受けたもの)	-	-	-	-	-	-	-	97	25
見守り相談を受けての対応	-	-	-	-	-	-	-	140	60
緊急対応・安否確認	54	46	37	55	72	55	91	81	91
震災関係(東日本大震災関係)	15	4	0	2	0	2	1	2	8
その他相談	58	144	88	68	18	205	107	90	211
合計	4,808	3,941	2,284	3,111	1,924	1,946	2,471	3,241	3,277

出典：府中市高齢者支援課資料

(2) 子どもに関する相談

① 児童虐待に関する相談

子ども家庭支援センター「たち」の平成30年度の総合相談件数のうち、新規の相談受付件数は、1,171件です。また、このうち、児童虐待に関する相談は、281件です。(図表2-18)

図表2-18 児童虐待に関する相談件数の推移

(件)

年度	新規相談件数	うち児童虐待
平成20年度	813	182
平成21年度	664	129
平成22年度	830	224
平成23年度	787	170
平成24年度	788	193
平成25年度	863	216
平成26年度	949	258
平成27年度	983	233
平成28年度	994	198
平成29年度	975	184
平成30年度	1,171	281

※ 子ども家庭支援センター総合相談のうち、新規相談受付件数

出典：府中市事務報告書

② 母子・父子及び女性相談

子育て支援課では、母子や父子、女性の生活などについての相談を受け付けています。
平成30年度の相談件数は、3,766件です。(図表2-19)

図表2-19 母子・父子及び女性相談件数の推移

(単位:件)

年度	母子・父子及び女性相談
平成20年度	2,308
平成21年度	2,102
平成22年度	2,415
平成23年度	2,261
平成24年度	2,465
平成25年度	2,491
平成26年度	2,518
平成27年度	1,554
平成28年度	2,174
平成29年度	3,075
平成30年度	3,766

※平成26年度までは、「母子・女性相談」

出典:府中市事務報告書(母子・女性相談件数)

(3) 障害者に関する相談

平成24年度に設置した障害者虐待防止センター(本市障害者福祉課)に寄せられた障害者虐待に関する相談件数は、令和元年度は25件となっています。(図表2-20)

図表2-20 障害者虐待に関する相談件数の推移

(件)

年度	相談件数
平成24年度	0
平成25年度	4
平成26年度	18
平成27年度	12
平成28年度	14
平成29年度	23
平成30年度	23
令和元年度	25

出典:府中市障害者福祉課資料

(4) 生活困窮者の支援状況

平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法に基づき、暮らしとしごとの相談コーナーを設け、暮らしやしごとの困りごとについて相談支援を実施しています。一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、就労支援、家計相談支援、子どもの学習支援、住まいの確保に向けた支援等を行っています。

平成30年度の2,179件の相談のうち、603件が新規の相談です。(図表2-21)

図表2-21 生活困窮者の支援に関する事業等の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
暮らしとしごとの相談窓口	相談件数	1,767件 (うち新規700件)	2,351件 (うち新規567件)	2,292件 (うち新規580件)	2,179件 (うち新規603件)
	就労支援 利用件数	77件	94件	111件	115件
家計相談支援 事業	延相談件数	420件	694件	669件	559件
	利用件数	63件	49件	57件	64件
子どもの学習 支援事業	登録者数	67人	92人	90人	83人
住居確保給付 金支給事業	申請件数	15件	25件	20件	16件
	支給月数	延べ55月	延べ78月	延べ50月	延べ51月
一時生活支援 事業	利用件数	—	5件	5件	5件
就労準備支援 事業	利用者数	—	—	6人	15人
	延相談件数	—	—	54件	424件
	延セミナー 等参加者数	—	—	30人	103人
ホームレス巡 回相談	相談件数	—	—	2,504件	2,455件
	年度末人数	—	—	22人	17人

出典：府中市事務報告書

(5) 女性に関する相談

男女共同参画センター「フューール」(旧スクエア21・女性センター)は、家庭、子育て、ドメスティックバイオレンス、生き方などの女性に関する日常の悩みごとに関する相談を受け付けています。平成30年度の相談件数は、1,045件です。(図表2-22)

図表2-22 女性に関する相談の相談件数

(単位:件)

年度	総数	面接相談	電話相談
平成20年度	1,052	257	795
平成21年度	1,063	225	838
平成22年度	1,040	213	827
平成23年度	1,119	186	933
平成24年度	1,092	329	763
平成25年度	1,119	363	757
平成26年度	1,324	404	920
平成27年度	1,331	361	970
平成28年度	1,501	415	1,086
平成29年度	1,082	298	784
平成30年度	1,045	344	701

出典:府中市統計書

(6) 民生委員・児童委員の相談・支援内容

本市の民生委員・児童委員の定数は、176人です。平成30年度の相談・支援件数は、2,900件で、内容は、日常的な支援、健康・保健医療、子どもの教育・学校生活、生活環境、家族関係などが多く、傾向として在宅福祉、介護保険、健康・保健医療、住居などの相談は高齢者から寄せられる相談が多くなっています。(図表2-23)

図表2-23 民生委員・児童委員の相談・支援内容の推移

(件)

相談・支援内容	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
在宅福祉	681	740	386	369	295	200	235	178	208	138
介護保険	172	189	180	190	194	121	144	92	159	144
健康・保健医療	420	453	381	375	367	314	350	278	382	319
子育て・母子保健	308	270	216	187	188	181	143	139	108	96
子どもの地域生活	467	354	338	437	470	413	217	267	170	160
子どもの教育・学校生活	363	296	269	255	303	268	314	243	182	182
生活費	216	204	187	127	121	133	104	136	164	90
年金・保険	57	44	61	37	48	29	39	60	37	31
仕事	61	39	38	38	22	11	12	22	29	16
家族関係	231	241	271	265	273	275	255	229	214	172
住居	151	122	131	105	110	85	112	101	96	84
生活環境	282	303	271	277	210	146	190	159	239	180
日常的な支援	672	906	897	808	722	595	627	496	416	415
その他	1,147	1,126	1,020	955	1,223	1,412	1,872	1,296	925	873
合計(件数)	5,228	5,287	4,646	4,425	4,546	4,183	4,614	3,696	3,329	2,900

出典：府中市事務報告書

3 分野別調査（郵送による調査）から見たニーズ

本計画の策定にあたり実施した、分野別調査（郵送による調査）のうち、分野共通で行った調査結果からみえたニーズ・課題は次の通りです。

(1) 近所づきあい・支え合い

① 近所づきあい

地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の5調査で、「近所づきあい」についてたずねました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、要支援・要介護認定者調査（利用者）、要支援・要介護認定者調査（未利用者）では、「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」が最も多く、一般市民調査、要支援・要介護認定者調査（施設入所者）、障害等のある人への調査、子どもの育ちや発達に関する調査は「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が多くなっています。

また、「個人的なことを相談し合える人がいる」の割合は、子どもの育ちや発達に関する調査では20.7パーセントと最も高く、要支援・要介護認定者調査の未利用者で17.0パーセント、利用者で15.6パーセント、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で13.0パーセントと高くなっています。（図表3-1）

図表3-1 近所づきあい

（一般市民調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、要支援・要介護認定者調査、障害のある人への調査、子どもの育ちや発達に関する調査）

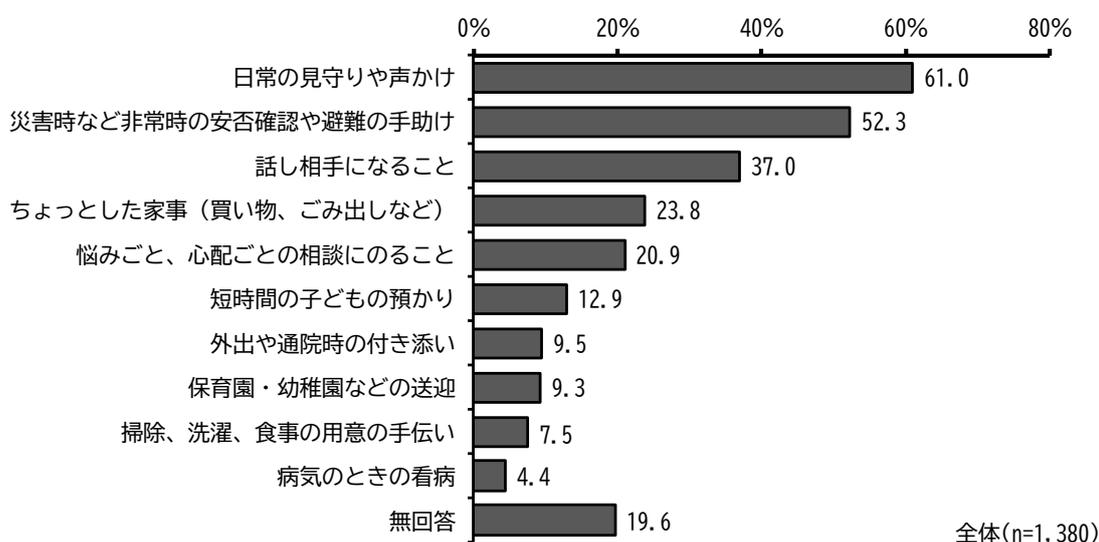
								(%)	
			個人的なことを相談し合える人がいる	さしさわりのないことなら、話せる人がいる	道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる	あいさつや会話はなくても、顔を見れば近隣の人だと分かる人がいる	全く交流はなく、近隣に住む人知らない	無回答	
地域福祉分野	一般市民調査	(n=1,380)	9.3	33.5	43.6	5.9	7.0	0.8	
高齢者福祉分野	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(n=2,571)	13.0	42.1	34.1	4.9	3.2	2.8	
	要支援・要介護認定者調査	利用者	(n=1,223)	15.6	35.3	32.1	6.6	5.0	5.4
		施設入所者	(n=361)	6.9	21.6	23.3	10.5	11.6	26.0
	未利用者	(n=418)	17.0	43.8	24.2	5.0	4.3	5.7	
障害者福祉分野	障害等のある人への調査	(n=1,419)	7.6	19.5	34.9	11.6	12.4	14.0	
	子どもの育ちや発達に関する調査	(n=651)	20.7	30.4	34.5	8.0	4.9	1.5	

② 支え合い（手助けできること・してほしいこと）

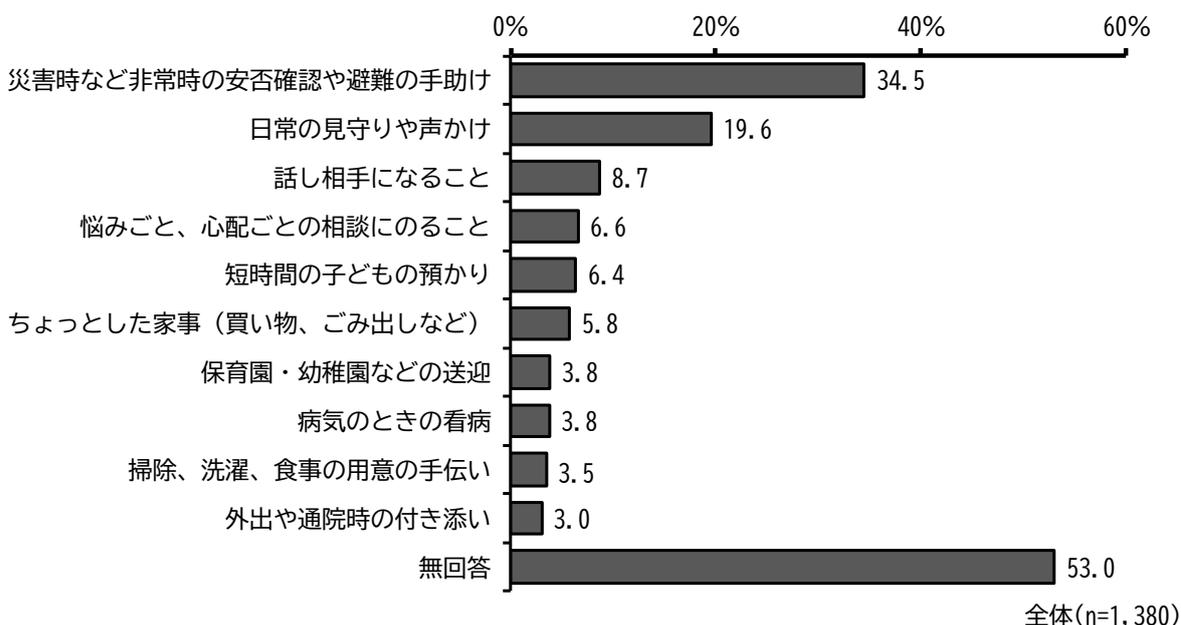
近隣で手助けできることでは「日常の見守りや声かけ」が最も多く、次いで「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」、「話し相手になること」と続いています。なお、「無回答」の19.6パーセントをのぞくと、回答者の80.4パーセントが何かしら近隣で手助けできることがあると答えています。（図表3-2）

一方で、近隣で手助けしてほしいことでは「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」が最も多く、次いで「日常の見守りや声かけ」、「話し相手になること」と続いています。なお、「無回答」の53.0パーセントをのぞくと、回答者の47.0パーセントが何かしら近隣で手助けしてほしいことがあると答えています。（図表3-3）

図表3-2 近隣で手助けできること（一般市民調査：複数回答）



図表3-3 近隣で手助けしてほしいこと（一般市民調査：複数回答）



(2) 相談できる人

① 悩みや困りごとを相談できる人の有無

「いる」の割合は、すべての調査で80パーセント以上となっていますが、特に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は92.8パーセントと高くなっています。(図表3-4)

図表3-4 悩みや困りごとを相談できる人の有無

(一般市民調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、障害等のある人への調査、子どもの育ちや発達に関する調査)

			(%)		
			いる	いない	無回答
地域福祉分野	一般市民調査	(n=1,380)	83.3	14.2	2.5
高齢者福祉分野	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(n=2,571)	92.8	2.3	4.9
障害者福祉分野	障害等のある人への調査	(n=1,419)	84.5	11.5	4.0
	子どもの育ちや発達に関する調査	(n=651)	87.7	10.8	1.5

(3) 福祉を育てる意識づくり

① 認知症に対する意識

認知症に対する意識について、地域福祉分野と高齢福祉分野でたずねました。一般市民調査は、「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる」が最も多く、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は「認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける」が最も多くなっています。(図表3-5)

図表3-5 認知症に対する意識について

(一般市民調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

			(%)					
			認知症になっても、できないことを自ら工夫して補いながら、今まで暮らしてきた地域で、今までどおり自立的に生活できる	認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける	認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる	認知症になると、暴言、暴力など周りの人に迷惑をかけてしまうので、今まで暮らしてきた地域で生活することが難しくなる	認知症になると、症状が進行してゆき、何もできなくなってしまう	無回答
地域福祉分野	一般市民調査	(n=1,380)	6.2	36.6	38.6	4.0	9.0	5.6
高齢者福祉分野	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(n=2,571)	11.8	36.5	23.5	3.6	12.2	12.3

4 分野横断調査(インタビュー等)から見えたニーズ

本計画の策定にあたって実施した、分野横断調査（インタビュー等）からみえたニーズ・課題は次の通りです。

(1) 地域福祉の担い手グループインタビュー

日ごろの活動状況や活動する上での課題、地域福祉の担い手が求める今後の支援方法及び市との協働に向けた意向の把握を目的に、エリアに縛られない活動をしている地域福祉の担い手（ボランティア団体、NPO法人、地域貢献活動を行っている企業等）にグループインタビューを実施しました。

活動上の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全般的な人材不足、活動者の高齢化、活動費、人件費の確保が難しい ◆ 利用者の確保や事業継続ための経費不足 ◆ 制度改正による支援対象や報酬の変更による利用者の減少の可能性 ◆ 補助金や助成金が人件費に使えないため経験が地域に根付かないこと など
支援等を行う上で難しい事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 活動場所が建物の5階にあり、高齢者で階段を登れない人がいる ◆ 80代の親の施設入所後に残る、50歳代の自立が難しい子どもへの支援 ◆ 親子ともに障害がある世帯の支援 ◆ 障害や難病で在宅療養をする24時間体制での支援(介護人材不足) ◆ 配食サービスのニーズの把握と具体的な支援 など
活動を通して気になっていること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域での高齢化等の違いがみられることやごみ出しなどの生活支援が必要な方が増えている ◆ 耳鼻科や皮膚科の往診がなく、医療をしっかり受けることに困ることなど
地域全体で取り組む必要があること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害があっても地域で暮らせるということ ◆ 子育てが困難な家庭が増えていること ◆ 地域の中で子どもたちをどう見守っていくかということ ◆ さまざまな支援策に関する広報の周知の在り方など、情報提供の方法など
市との協働・連携状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の単独の部署だけでなく、部署を横断していくような機能が必要 ◆ 市民提案型の協働事業を一緒に推進してほしい ◆ 支援者のスキルアップの講習会等の協働事業を推進する ◆ 支援者に、福祉制度、財務、協働についての知識やスキルが必要
今後、市と協働で行いたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身近な場所での福祉に関する情報提供 ◆ 支援が必要な人が支援者と繋がる仕組み、支援者同士が繋がる仕組み ◆ 認知症高齢者の支援、産前産後サポート、生活支援 ◆ 障害者の就労 ◆ 行政提案型と市民提案型の両方の協働事業を進めてほしい ◆ 市民も行政のデータを使いこなし、市とともに、地域課題を解決すること ◆ 市のイニシアティブによる、生活困窮者支援の協働の仕組み など

(2) 相談支援機関グループインタビュー

多機関協働による包括的な相談支援体制の方策を検討するため、様々な相談機関の現状と課題等の把握を目的に、各福祉分野の相談支援窓口・機関（生活援護課、高齢者支援課福祉相談、地域包括支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センター）、府中市社会福祉協議会（地域福祉コーディネーター）、民生委員・児童委員を対象にグループインタビューを実施しました。

相談の現状	<ul style="list-style-type: none"> ◆8050問題、虐待など複合的な課題を抱える事例が増えている。 ◆複合的な課題を抱えるケースに対しては必要に応じて相談支援機関同士が集まりケース会議を開催し、支援策を検討している。
相談の課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆複合的な課題を抱える世帯の担当機関がない。 ◆地域の方との情報共有の範囲・方法が難しい。 ◆既存の制度にあてはまらない場合介入しにくく、つなぐ先の確認に苦慮する。
多分野連携を進めていく上での課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援機関ごとの支援する範囲が決まっていない。 ◆リーダーシップをとる相談支援機関が決まっていない。 ◆対応方法を決めても持ち帰って見たら、やはりできないということがある。 ◆地域との連携方法、情報共有方法。 ◆職員の異動により連携が難しくなってしまうことがある。 ◆制度の狭間の人への支援。地域の方の負担が大きくなってしまふ。 ◆相談機関と、不動産事業者など民間事業者との連携が難しい。
今後の連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆各機関が連携する際は、互いの制度や役割、どこまで支援ができるのか、ケースの現状に対する認識等を共有し、理解し合うことが重要である。 ◆意見を交わす際には、前向きな発言が出るような雰囲気づくりが重要である。 ◆ワンストップの相談窓口を設けて機能を集約するよりも相談支援機関同士のネットワークを深めることが重要である。 ◆福祉以外の部署との連携も進めていけるとよい。 ◆地域包括支援センターでは基幹型のセンターを設置することも考えられる。
福祉エリアの見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業によって複数のエリアが設定されているよりも統一されているほうが、住民にとっては分かりやすく、地域活動がしやすい。 ◆現在の福祉エリアに基づき支援を実施している地域包括支援センターや民生委員・児童委員等は、今後の支援業務や活動に対する影響への配慮が必要である。

(3) 生活支援機関インタビュー

市民の普段の生活を支える事業者・企業から地域課題と、今後の地域貢献の方向性、市と協働の方向性の把握を目的に、市内の生活関連の事業者・企業（タクシー会社、郵便局、金融機関、コンビニエンスストア、団地関係者、スーパー）にインタビューを実施しました。

<p>活動概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護保険事業の指定を受けて通院等昇降援助の事業を実施している。 ◆地域の福祉関連団体や施設での運営等に参加、地域活動に参加している。 ◆顧客として高齢者の来店が多く相続に関する相談も多い。 ◆市と地域活性化包括連携協定を締結。見守りやシニア就労支援事業実施。 ◆組合員同士の助け合いの仕組みで運営。寄付による奨学金制度もある。
<p>福祉ニーズ、支え合い活動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症と思われる方について地域包括支援センターに連絡することがある。 ◆店舗は、防犯やかかけこみの場所となっている。またシニア層の働く場でもある。
<p>事業活動をする上での課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災訓練によって、災害時の避難体制の在り方について気づきが得られた。 ◆外国人の居住者も増えて、生活習慣の違いで問題が起きることがある。 ◆フードバンクを実施しているが、利用者は他市の方や外国人が多い。
<p>今後の活動・取組の意向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆タクシーやバスの共同移動サービスを期待する。 ◆郵便局は駆け込み寺になるように取り組むことができたらと思っている。 ◆生活支援機関として、地域とともに共生を図りたいと考えている。 ◆見守り支援に関する市民も参画する関連事業者連絡会の開催 ◆買い物支援では、自治会等と合意しての移動販売の実施 ◆災害時における地域連携に関する地域包括支援センターとの連携、避難所への物資の供給など
<p>市との協働・連携のアイデア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模な団地での自治会、福祉施設、地域包括支援センターとの見守りに関する連携 ◆コミュニティカフェや認知症カフェに対する支援、情報提供 ◆民間企業が福祉活動に取り組む仕組みづくりとして、企業が売り上げの一部を福祉活動に寄付して活用する仕組み、生活困窮者へのフードバンク ◆高齢者や障害者が利用しやすい福祉タクシー券 ◆介護保険外サービス(例、移送サービス)に関するケアマネジャーと情報を共有する仕組み ◆市の産業・福祉部門との共催による、若者やシニア層、シングルマザーを対象とした仕事説明会 ◆事業協定などによる、店舗での見守り体制、企業と団体、行政が事業体をつくって高齢者や障害者を支援するお出かけ支援、共同移動サービス ◆買い物不便地域での移動販売の体制づくり

(4) 文化センター圏域別のグループディスカッション

地域に根付いて活動している団体の方々から地域の課題と課題解決のためにできることを把握する目的で、地域活動団体（民生委員・児童委員、自治会・町会等、シニアクラブ、ふれあいいきいきサロン運営者、コミュニティ協議会、わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーター等）を対象に、文化センター11圏域でのグループディスカッションを実施しました。

① 地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯）

全ての地域から挙げられた課題	複数の地域から挙げられた課題	地域別に挙げられた課題(例)
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域のつながりの希薄化 ◆地域の人がわからない、情報共有が課題 ◆地域の担い手不足 ◆自治会・町会等への加入者の減少 ◆高齢の単身者や高齢者のみの世帯の増加、支援の課題 ◆子どもの居場所や遊び場の不足、見守りの必要性 ◆防災対策、災害時要援護者の課題 ◆空き家の増加 ◆道路の危険 	<ul style="list-style-type: none"> ◆交流・居場所の不足 ◆交通の便が悪い ◆買い物が不便 ◆支援が必要な世帯がある ◆マナーが悪い 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域が広い(中央) ◆活動の圏域が異なる(白糸台)、文化センター圏域と学区区域が異なる(武蔵台) ◆自治会の負担が大きい(是政) ◆病院が少ない(紅葉丘) ◆調布市と入り組んでいるので、調布市との連携が必要(押立) ◆農業者の高齢化・後継者不足、農地の手入れがされていない(四谷) ◆集合住宅と戸建の意識の差、住民の交流(片町)

② 課題を解決するためにできること

全ての地域から出た意見	複数の地域から出た意見
<ul style="list-style-type: none"> ◆交流・居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ・声かけ、あいさつ、近所同士仲良くする ・交流の機会・場づくり、地域の居場所づくり ・文化センター等施設の活用 等 ◆情報提供及び共有の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報、地域活動団体の情報の発信 ・情報交換の場づくり ・地域活動者同士での情報共有 等 ◆防災・災害時対応 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報共有の工夫、安否確認の工夫 ・避難方法の工夫・避難手段の確保 ・災害弱者が避難しやすい場所をつくる 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆見守り・生活支援 ◆担い手の確保・育成 ◆自治会・町会等の活性化(団体同士の連携) ◆行事・イベントの実施等 ◆高齢者支援等 ◆子ども・子育て支援等 ◆資源の有効活用(空き家活用)等

5 これからの福祉計画を推進するための課題

本市の福祉を取り巻く現状と課題、及び福祉計画の策定にあたり実施した、各種調査の結果をふまえ、福祉計画を推進するための課題は次の通りです。

(1) 協働による福祉の取組の促進

① 担い手の確保・育成

福祉分野における担い手の確保・育成は、喫緊の課題となっています。福祉人材の離職を防ぎ、人材確保、育成を進めるための処遇改善やキャリアアップに関する多様な方策が必要であり、あわせて、福祉の仕事の魅力向上と、福祉への理解を深めるための取組み、多様な手法を用いた情報発信を行うことが必要です。

地域人材については、郵送による調査では多くの市民が手助けできることがある、としながら、地域活動などにつながっていないのが現状です。

市民の具体的な活動を引き出していくために、声かけやちょっとした手伝いなどがしやすい仕組みづくり、気軽に集まれる居場所づくりを積極的に行っていくことが課題です。

② 医療・介護・生活支援の連携の仕組みづくり

高齢化が進展するなかで、高齢者福祉分野の郵送による調査や、地域福祉の担い手グループインタビューにおいても、在宅で暮らす高齢者や障害者の介護や医療のニーズがさらに高まっていることがわかりました。そのため、分野横断での福祉を推進するためには、医療・介護のさらなる連携と、配食、家事援助、外出支援など、生活支援の仕組みづくりが課題です。

(2) 地域における情報共有と課題解決のための仕組みづくり

① 地域での情報共有や相談の仕組みづくり

文化センター圏域別グループディスカッションでも挙げられた、さまざまな地域の課題を解決し、地域でできることを増やしていくための情報共有の仕組みづくりを進めることが課題です。具体的には、掲示版の工夫や回覧版の活用、情報交換の場づくり、相談先と関係機関のリスト化などを行い、地域でさまざまな情報を共有する機会、気軽な相談や交流できる場を設けるなど、課題解決の土壌をつくる必要があります。

② 地域で支えあう仲間・場づくり

地域福祉の担い手グループインタビューからは、地域の中で、子育てや介護などを通じた活動者同士の交流、同じ悩みを抱える人同士の仲間づくり、集まることができる場づくりが必要との意見が挙げられました。安心して暮らせる地域の基盤づくりの基礎と

しては、改めてサークル活動など地域でのコミュニケーションの充実や、身近な地域での日ごろからの見守りや協働での支え合いが大切であり、福祉の推進に向けては、そうした活動支援を充実することが必要です。

③ 多様な市民活動の充実

文化センター圏域別グループディスカッションでも、さまざまな地域課題の解決のためには市民活動の充実と、団体同士の連携が重要であると指摘されました。そのためには、自治会・町会等の活動はもとより、地域の祭り、若い世代のレクリエーション及び環境保護などのテーマ型の活動が充実することが必要です。

これからの福祉の推進には、そうした人のつながりの輪を広げ、新たな支え合いを生み出す市民活動の充実を通して、地域力を強化することが課題です。

(3) 包括的な相談及び支援体制の整備

① 多機関が連携した相談・支援の仕組みづくり

相談支援機関グループインタビューからも挙げられたように、今後は多機関が連携し、相談・支援の仕組みを充実していくことが課題です。

そのためには各分野の相談支援機関での相談支援のさらなる充実が必要であり、また、地域福祉コーディネーターや民生委員・児童委員等が地域で行う相談活動との情報共有の仕方についても検討していくことが課題です。

② 安全で安心して暮らせるまちづくり

災害などが続くなか、福祉ニーズの中でも、防災対策や災害時の避難の確保、災害時要援護者の支援体制、災害時のサービス提供体制に関するニーズは高くなりつつあります。

安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進していくためには、福祉全体での取組はもとより、福祉以外の分野との連携が必要であり、協働による福祉の取組を強力に進めることが課題です。

第3章 福祉計画の基本的考え方

第3章 福祉計画の基本的考え方

1 基本理念

本市では平成15年に「福祉計画」を策定し、「みんなでつくる、みんなの福祉」を基本理念に、地域で支え合う福祉の実現、協働・連携で進める福祉の実現等を基本視点に、分野別計画とあわせ、利用者本位の福祉サービスの実現、生涯にわたり自立を支援する福祉と幅広い支え合いによるまちづくりを推進してきました。

現在、福祉課題は、福祉ニーズの多様化に伴い、制度の狭間にある問題や複合的な生活課題が増え、制度や分野を超えた取組が必要になったことや、福祉人材の不足等の課題も生じているなど、地域共生社会の実現が求められており、福祉分野は大きな転換期を迎えています。

本計画の策定にあたり、実施した分野横断型調査においても、地域共生社会にむけた活動課題や地域の多様なネットワークが確認され、協働の現状と新たなニーズが明らかとなりました。すなわち、地域での情報共有や仲間・場づくり、担い手育成、医療・介護、生活支援の仕組み、相談支援の仕組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを解決していく身近な地域から幅広いネットワークまでさらなる協働の充実が必要であることがわかりました。

以上をふまえ、本計画は、引き続き、身近な地域を基点とした「みんなでつくる、みんなの福祉」を推進し、「つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現」を目指してまいります。

そのことにより、市民が身近な地域において、安全で安心して暮らせるための支え合い・助け合い、情報共有の仕組みの充実による地域力の強化と、多機関の連携による相談や支援体制づくりを構築し、対象別の福祉の充実はもとより、分野を超えた総合的・包括的な福祉へと展開させていきます。

基本理念

みんなでつくる、みんなの福祉

～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～

2 福祉施策の考え方

理念（ビジョン）を実現するために、本市の福祉施策を、次の4つの考え方に立って進めてまいります。

（1）尊厳の保持（自己決定の尊重）

一人ひとりの「尊厳の保持」と「自己決定の尊重」を重視し、その能力に応じた自立的な生活が保持され、自己実現を図ることにより、その人らしい生活を送ることのできる福祉施策を推進します。

また、障害のある人も子どもも高齢者もみんなが地域を支えあう存在であるという、ソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、福祉施策を推進します。

（2）身近な地域における課題解決力の強化

市民が身近な地域で、地域課題を「我が事」として受け止め、それらを身近な圏域で解決ができる視点からの、福祉施策を推進します。

また、複合化した生活課題に対して適切な支援が受けられるような、コーディネート機能の強化を図っていきます。

（3）多様な主体による協働・連携（自助・互助・共助・公助）

多様な主体が、それぞれの生活や考え方、また各分野での経験の蓄積を大切にしながら、主体的に参画し、協働・連携によって進めることのできる施策を推進します。

推進にあたり、本市では、日頃の課題を自身が主体となり、個人の努力で解決する「自助」をはじめ、個人で解決できない問題を身近な地域や住民同士の支え合いにより助け合う「互助」、あわせて、介護保険制度など、保険料と公的負担金を財源とする福祉サービスの提供などを行う「共助」、公的制度に不足するサービスを提供し、高齢者や障害のある方の地域での生活を支援する「公助」などをバランスよく組み合わせ、福祉サービスを必要とする市民の支援につながる方策を講じます。

² ソーシャルインクルージョン：今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う社会をつくる、という、社会福祉の考え方です。障害のあるなしにかかわらず、普通に暮らすことのできる社会をつくるという、「ノーマライゼーション」の次に位置づけられる、社会福祉の理念として、用いられるようになりました。

3 基本の仕組み・基本視点（方向性）

基本理念として掲げた「みんなでつくる、みんなの福祉」を継承するとともに、多様になる価値観や福祉へのニーズに対応するために、更なる市民・関係機関・事業者との協働を推進し、安心して暮らせる地域共生社会を目指します。

基本理念

つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ
みんなでつくる、みんなの福祉

基本の仕組み

- 1 新たな支え合いと包括的な支援体制の構築
- 2 安全・安心の仕組みづくり
- 3 協働・連携の仕組みづくり
- 4 福祉分野と他分野の連携

基本視点

1 健やか*で、その人らしい暮らしを支える福祉の実現

あらゆる市民が、心身ともに健やかで、その人らしく、自立して、暮らせる地域社会と福祉の実現を図ります。

※「健やか」であること、「健康」とは、病気ではないとか弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいう。(WHOの定義)

2 身近な地域でつながり、支え合う福祉の実現

身近な地域社会で、様々な市民が主体的につながり、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて参画し、支え合う福祉の実現を図ります。

3 市民・関係機関・事業者の協働で進める福祉の実現

市民協働の理念に基づき、引き続き市民と自治会・町会等、NPO・ボランティア団体、関係機関や事業者、行政が協働する総合的で包括的な福祉の実現を目指します。

4 いつでも安心して暮らせる福祉の実現

住み慣れた地域で、その人の尊厳が尊重され、安心した暮らしが実現できる仕組みや環境づくりを進めます。また、誰もが障害や障壁を感じることなく暮らすことができる福祉の実現を目指します。

第4章 福祉計画で取り組むこと

第4章 福祉計画で取り組むこと

1 福祉エリア（日常生活圏域）の見直しによる 「地域力」の強化

本市では、これまで人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮した6つの区域を福祉エリア（日常生活圏域）として施策を進めてきました。

福祉施策を取り巻く現状としては、福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、個人や世帯が抱える様々な福祉課題について一体的な対応や、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の従来の福祉分野を超えた包括的な支援体制の構築が求められています。

また、人間関係の希薄化を背景とした「社会的孤立」や、「制度の狭間」の問題などが表面化し、公的な福祉サービスの充実のみならず、地域における住民の支え合いによる仕組みづくりが必要となっています。

国においては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや地域の生活課題を包括的に受け止める体制の構築等を進めています。

このようなことから、市としても多様な福祉課題を抱えた個人や世帯に対し、福祉施策の横断的な連携による切れ目のない支援や、地域住民をはじめとした地域の多様な活動主体の参画及び地域における住民の支え合いによる仕組みづくりを構築し、総合的・包括的な相談体制を充実させていく必要があります。

この体制づくりは、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域で行うことがより効果的であることから、現行の福祉エリアから文化センター圏域を基礎として構成される新たな福祉エリアに見直します。

本市には、地域に根差し、住民に身近な文化センターが11か所あり、その各圏域には、地縁のコミュニティや「わがまち支えあい協議会」など多様な地域資源が存在していること、また、すでに文化センターを中心に、相談機能の充実や地域における支え合いの仕組みづくりが進んでいることから、本圏域を基礎とした11のエリアを新たな福祉エリアとして設定します。

このエリアは、福祉分野以外でも共通の基盤となっていることから、多様な分野における連携が期待できます。市民の意識も文化センターを中心としたものとして定着し、まとまりつつあります。今後は、地域活動の基礎を福祉エリアとしながら支えあいの仕組みづくりを推進し、「地域力」の強化³を進めていきます。

³ 「地域力」の強化：地域共生社会の実現を目指し、住民に身近な圏域において、地域の問題を「我が事」としてとらえ、解決を試みるができるような地域づくりを充実していくこと

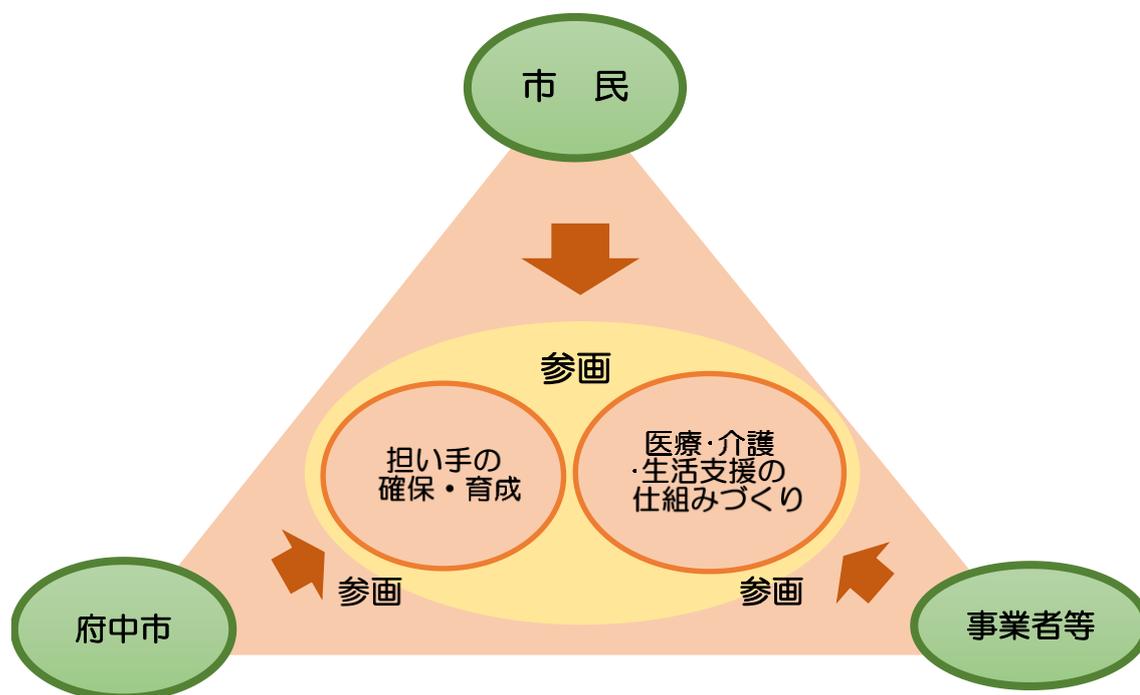
2 協働による福祉の取組の促進

本市の地域共生社会の考え方に沿って、身近な地域、福祉エリア、市全域での協働を進めます。そのために、身近な地域における取組としては、第一歩には、「あいさつ」、「声かけ」などを通して知り合いを増やし、「地域で話す機会」を増やすことが考えられます。次のステップとしては、地域に暮らす同じ悩みを持つ人と「知り合い」、「ニーズを共有する」ことが考えられます。

今回の調査においても、自立生活の支援や、短時間ケア、娯楽・外出支援などの取組へのニーズが高く、従来の介護予防についても送迎つきのプログラムでの実施など、多様なニーズが確認されました。

本市では、これらの福祉ニーズ・課題を、協働や多職種連携によって、専門職や地域人材などの「担い手の確保・育成」と、新たな福祉ニーズに応える医療・介護、生活支援の仕組みづくりなどを行うことで、制度の狭間にある問題の解決や、切れ目のない支援を実現し、ソーシャルインクルージョンの促進などを進めます。

図表4-1 本市における、地域共生社会の実現を目指した「協働の仕組み」づくりのイメージ



4 災害時における、避難行動要支援者への支援

本市では、災害時に支援が必要な方を対象として、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行い、自治会・町会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどと連携しながら緊急時の支援体制づくりを進めてきました。

また、大規模な震災に加え、近年では風水害の被害も増えていること、新たな感染症など、高齢者や障害のある方等が、地域で安心して暮らし続けるためには、専門機関と連携しながら地域で情報共有することが、ますます重要になっています。

そこで本市では、市民に的確な情報を提供するとともに、いっそうの住民同士のつながりを支援し、そのことにより住民が互いを知り、日ごろの支え合いを深めることにより、災害発生時の安否確認や避難所への円滑な誘導を促す避難支援体制の充実を図ります。

あわせて、災害時要援護者や要配慮者等、多様なニーズに配慮した避難所の確保や移送支援が可能となるよう緊急時支援体制の強化を進めます。

5 「新しい日常（新しい生活様式）」への支援

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響で、市民生活は大きく変化しました。現在では、国や東京都が示す「新しい日常（生活様式）」により、個人や各機関が、身体的距離の確保や、3つの密（密閉・密集・密接）を避けた取組を行っています。

この感染症で重症化しやすいとされる高齢者や障害者、療養者への配慮や、子どもや子育て世帯への支援、経済的困窮のある方や世帯への対応なども必要となり、これからさらに、新しい生活様式において、オンラインやデジタル機器の利用が難しい市民が、地域の中で、孤立しないような支援も必要になります。

具体的には、「生活支援」として、地域生活を継続するための買い物等の支援、一人暮らし世帯等への声かけ・見守り支援など、「コミュニケーションの支援」としては、様々な方法による地域への情報提供、障害のある方への情報のアクセス支援、インターネットの活用支援など、「介護支援の充実」としては、介護保険、障害福祉サービス支援、外出支援、認知症ケアの支援など、「セーフティネットの充実」では、生活困窮世帯やひとり親世帯への支援などが考えられます。

以上に対応するため、本市では今後、各分野及び横断的な視点からの「生活支援」、「コミュニケーションの支援」、「介護支援の充実」、「セーフティネットの充実」を図っていきます。

資 料

資料 保健・福祉に関する国及び東京都の動き

国の動き

【地域福祉分野】

○ニッポン一億総活躍プラン（H28.6閣議決定）

一億総活躍社会を実現するための実行計画で、我が国の構造的な問題である少子高齢化に挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的としている。

○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（H28.7設置）

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた具体策の検討を加速化するため、厚生労働省に設置された。

○社会福祉法改正（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）（H29.6交付）

「地域共生社会の実現」に向けて、①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定、②理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定、③地域福祉計画の充実が盛り込まれている。

○社会福祉法に基づく地域福祉計画の策定ガイドライン（H29.12発出）

上記改正の「地域福祉計画の充実」に向け「地域福祉計画の策定ガイドライン」を内容とする通知が発出された。

○社会福祉法等改正（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）（R3.4施行）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることを目的としている。

○成年後見制度利用促進法（H28.5施行）

成年後見制度の普及課題を背景に策定され、利用促進のための中核機関の設置や相談、地域ネットワークの構築、施策推進のための市町村計画の策定が努力義務となっている。

○住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）の改正（H29.5施行）

民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化することを目的としている。

【福祉のまちづくり分野】

○ユニバーサルデザイン2020行動計画（H29.2関係閣僚会議決定）

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、取り組むべき具体的な施策を定めている。

○ユニバーサル社会実現推進法（H30.12施行）

すべての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的としている。

○バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の改正（R3.4施行）

ユニバーサル社会実現推進法の公布・施行や東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要があることから、①公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、②国民に向けた広報啓発の取組推進、③バリアフリー基準適合義務の対象拡大を内容としている。

国の動き

【高齢者福祉分野】

○老人福祉法、介護保険法の改正（R3.4施行）

3ページの「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に含まれており、第8期介護保険事業計画には、2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などが求められている。

○医療介護総合確保法（H26.4施行）

効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行うことを目的としている。

○高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正（H28.8施行）

都道府県だけでなく、市町村についても、都道府県と協議の上、高齢者居住安定確保計画を定め、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和を行うことができることとなった。

○認知症施策推進大綱→認知症基本法（R2 審議中）

大綱では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤のもと、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていくことを目的としている。認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている基本法は令和元年6月に国会に提出され、審議中である。

【障害者福祉分野】

○障害者総合支援法および児童福祉法の改正（H30.4施行）

障害のある人が自身の望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢で障害のある人の介護保険サービスへの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としている。

○障害者差別解消法（H28.4施行）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

○障害者雇用促進法の改正（R1.6公布）

官民間問わず、障害者が働きやすい環境を作り、また、すべての労働者にとっても働きやすい場を作ることが重要であるという観点から改正されている。地方公共団体は、国の指針に即して、障害者活躍推進計画を作成・公表等しなければならないと定められている。

○発達障害者支援法改正（H28.8施行）

発達障害者支援法の施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められているとともに、障害者基本法の改正す障害者差別解消法の成立など、共生社会の実現に向けた新たな取組が進められていたことから、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じることを目的としている。

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（H30.6施行）

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすという文化芸術基本法・障害者基本法の理念に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進することを目的としている。

国の動き

【子ども・子育て分野】

○子育て安心プラン（H29.6公表）

25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、平成30年度から令和4年度末までに女性就業率80パーセントにも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

○新しい経済政策パッケージ（H29.12閣議決定）

「人づくり革命」と「生産性革命」を両輪としており、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、社会保障制度を全世代型へと改革することとしている。

○児童福祉法の改正（H29.4施行）

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることを目的としている。

○児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（H30.7関係閣僚会議決定）

「緊急に実施する重点対策」として、すべての子どもを守るためのルールの徹底や子どもの安全確認を早急に行うとともに、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制・専門性強化のため、「児童相談所強化プラン」を見直し、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定することとしている。さらに「児童虐待防止のための総合対策」として、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保などに取り組むこととしている。

○児童虐待防止対策体制総合強化プラン（H30.12関係府省庁連絡会議決定）

上記の緊急総合対策に基づき、暮らす場所や年齢にかかわらず、すべての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めることを目的としている。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律（H26.1施行、R1.6改正）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的としている。令和元年6月の改正では、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化された。

【健康・食育分野】

○「健康日本21（第二次）」中間評価報告書（H30.9公開）

平成25年4月に策定した「健康日本21（第二次）」の中間評価であり、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、③社会生活を営むために必要な機能の維持・向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善の5つの基本的方向について評価が行われている。

○健康増進法の一部改正（R2.4施行）

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定めている。

東京都の動き

【地域福祉分野】

○東京都地域福祉支援計画：平成30年度～令和2年度

【計画の理念】

- 理念1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- 理念2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- 理念3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

【高齢者福祉分野】

○東京都高齢者保健福祉計画：平成30年度～令和2年度

【計画理念】 地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京

【障害者福祉分野】

○東京都障害者・障害児施策推進計画：平成30年度～令和2年度

【計画の基本理念】

- 1 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- 2 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- 3 障害者がいきいきと働ける社会の実現

【子ども・子育て分野】

○東京都子供・子育て支援総合計画：平成27年度～令和元年度

【計画の理念】

- 1 すべての子供たちが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立する環境を整備・充実する。
- 2 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
- 3 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する。

【健康・食育分野】

○東京都健康推進プラン21（第二次）中間評価報告書

【課題と今後の取組方針】

課題① 生活習慣の改善に向けた意識変容、行動変容

取組方針 都民のヘルスリテラシー（健康情報の収集・理解・活用能力）の向上を支援

課題② 世代や性別ごとに異なる指標の達成状況

取組方針 ライフステージやターゲット（対象）の特性に応じた施策の展開

課題③ 生涯を通じて切れ目なく健康づくりに取り組むことができる社会環境

取組方針 都民一人ひとりの健康づくりを支える環境の整備

○東京都食育推進計画：平成28年度～令和2年度

【食育の取組の視点と方向性】

- 1 生涯にわたり健全な食生活を実践するための食育の推進
- 2 食育体験と地産地消の拡大に向けた環境整備
 - (1) 食の生産・流通・製造者と消費者との交流支援
 - (2) 都内産食材の理解促進と地産地消の拡大
- 3 食育の推進に必要な人材育成と情報発信
 - (1) 食育の推進で核となる人材育成と支援
 - (2) 食育を実践するための情報発信

